

議案第39号

南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例

南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年9月4日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部が改正されることに伴い、南風原町立幼稚園保育料条例（平成27年南風原町条例第1号）の一部を改正する必要があるため提案する。

## 南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例

南風原町立幼稚園保育料条例（平成27年南風原町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号を削る。

第3条第1項中「支給認定保護者は、保育料を納付しなければならない。」を「教育・保育給付認定保護者から徴収する保育料は零とする。」に改め、同条第2項を削る。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

別表を削る。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の規定による、改正後の南風原町立幼稚園保育料条例の規定は、施行日以後の保育料について適用し、施行日前の利用に係る保育料については、なお従前の例による。